



栃木県公報

平成28年
2月23日(火)
第2760号

目 次

規 則	
○栃木県農業大学校規則の一部改正	153
告 示	
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	154
○生活保護法による指定施術機関の指定	155
○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更	155
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	155
○生活保護法による指定介護機関の事業の再開	157
○生活保護法による指定介護機関の指定辞退	158
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定	159
○児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更	159
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定	160
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更	160
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	161
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止	161
○地籍調査の成果の認証	161
○道路の区域の変更	162
○道路の供用開始	162
○建築基準法による道路の位置指定の廃止	162
公 告	
○土地利用に関する事前指導要綱の一部改正	163
○栃木県別荘地等の開発事業に関する指導要領の廃止	163
○栃木県ゴルフ場の開発事業に関する指導要領の廃止	164
○栃木県自然環境保全地域の指定及びその保全計画の決定に関する公告	164
○農用地利用配分計画の縦覧等	165
○開発行為の工事完了	167
○都市計画事業の施行	169

規 則

栃木県規則第五号

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年二月二十二日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県農業大学校規則の一部を改正する規則

栃木県農業大学校規則（昭和五十九年栃木県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（入学前の既修得単位の認定）

第十九条之二 校長は、学生が本科に入学する前に大学、短期大学、専修学校等において履修した科目について、当該科目の教育内容が本科における教育内容に相当すると認めるときは、別に定めるところにより、本科における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経営技術課)

告 示

栃木県告示第七十八号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年二月二十三日

栃木県知事 福田 富一

県土整備部の部建築課の款「がけ地近接危険住宅移転事業補助金」の項補助金等の名称の欄中「がけ地近接危険住宅移転事業補助金」を「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」に改め、同項交付の対象である事務又は事業の内容の欄、交付率又は金額の欄及び交付の相手方の欄を次のように改める。

<p>市町村が、栃木県建築基準条例（昭和五十七年栃木県条例第二号。以下この項において「条例」という。）第四条の規定により指定した災害危険区域、条例第六条の規定により建築を制限している区域若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）が是正勧告等を行つたもの（以下この項において「危険住宅」という。）の移転を行う者に対して次に掲げる経費について補助する場合の当該補助に要する経費</p> <p>一 危険住宅の除却等に要する経費</p> <p>二 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金に係る利子</p>	<p>当該事業に要する経費 （一戸当たり八十万二千円を限度とする。） の四分の一以内</p> <p>当該利子（年利八・五パーセントを限度とする。）に相当する額 （一戸当たり、建物につき三百十九万円、土地につき九十六万円（知事が別に定める区域にあつては、一戸当たり、建物につき四百五十七万円、土地につき二百六万円、敷地造成につき五十九万七千円）を限度とする。） の四分の一以内</p>	<p>市町村</p> <p>市町村</p>
---	---	-----------------------

(建築課)

栃木県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

指定年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
平成27年 10月6日	伊藤 浩平	塩谷郡高根沢町光陽台 4-2-26 スカイハイ ツ光陽台A101	-	-
平成28年 1月19日	大月 京子	-	天明治療院	佐野市上台町2148-17

栃木県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
平成27年12月1日	フレンド薬局 真岡熊倉店 (サンテ薬局)	真岡市熊倉1-25-8
平成27年12月1日	とちぎ訪問看護ステーションあしかが	足利市福居町977-4 (足利市大町532-18)

(注) 表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第81号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

廃止年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成27年 3月31日	公益社団法人栃木県看護協会	宇都宮市駒生町3337番地1	とちぎ訪問看護ステーションいちかい	芳賀郡市貝町市塙1720番地1市貝町保健センター内	訪問看護 居宅療養管理指導
平成27年 4月10日	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	さくら薬局小山店	小山市若木町一丁目2番13号	居宅療養管理指導
平成27年 5月31日	株式会社アロースタッフ	小山市犬塚998番地139	アローヘルパーステーション	小山市犬塚998番地139	訪問介護
平成27年 5月31日	株式会社ユニマットそよ風	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマット青山ビル	鹿沼ケアセンターそよ風	鹿沼市西茂呂二丁目5番3号	福祉用具貸与

2 特定福祉用具販売事業者

廃止年月日	特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成27年 5月31日	株式会社ユニマットそよ風	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマット青山ビル	鹿沼ケアセンターそよ風	鹿沼市西茂呂二丁目5番3号

3 介護予防事業者

廃止年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成27年 3月31日	公益社団法人栃木県看護協会	宇都宮市駒生町3337番地1	とちぎ訪問看護ステーションいちかい	芳賀郡市貝町市塙1720番地1市貝町保健センター内	介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導
平成27年 4月10日	クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	さくら薬局小山店	小山市若木町一丁目2番13号	介護予防居宅療養管理指導
平成27年 5月31日	株式会社アロースタッフ	小山市犬塚998番地139	アローヘルパーステーション	小山市犬塚998番地139	介護予防訪問介護
平成27年 5月31日	株式会社ユニマットそよ風	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマット青山ビル	鹿沼ケアセンターそよ風	鹿沼市西茂呂二丁目5番3号	介護予防福祉用具貸与

4 介護予防支援事業者

廃止年月日	介護予防支援事業者		介護予防支援事業所	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成27年 3月31日	栃木市長	栃木市万町9番25号	栃木地域包括支援センター	栃木市入舟町7番26号

平成27年 3月31日	栃木市長	栃木市万町9番25号	吹上地域包括支援センター	栃木市吹上町782番地1
平成27年 3月31日	栃木市長	栃木市万町9番25号	国府地域包括支援センター	栃木市惣社町228番地1
平成27年 3月31日	栃木市長	栃木市万町9番25号	藤岡町地域包括支援センター	下都賀郡藤岡町藤岡1022番地5
平成27年 3月31日	栃木市長	栃木市万町9番25号	都賀町地域包括支援センター	下都賀郡都賀町原宿585番地2
平成27年 3月31日	栃木市長	栃木市万町9番25号	西方町地域包括支援センター	上都賀郡西方町金崎273番地 上都賀郡西方町本城1番地
平成27年 3月31日	栃木市長	栃木市万町9番25号	岩舟町地域包括支援センター	下都賀郡岩舟町三谷1038番地1

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

廃止 年月日	特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
平成27年 5月31日	株式会社ユニマットそよ風	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマット青山ビル	鹿沼ケアセンターそよ風	鹿沼市西茂呂二丁目5番3号

栃木県告示第82号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を再開した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

再開 年月日	居宅介護事業者		居宅介護事業所		居宅介護の種類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
平成27年 5月1日	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号ゆめおおおかオフィスタワー16階	ツクイ小山	小山市西城南四丁目1番19号	通所介護

2 居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所
-----------	-----------

再 開 年 月 日	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 称	所 在 地
平成27年 5月1日	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1 号ゆめおおおかオフィ スタワー16階	ツクイ小山	小山市西城南四丁目1 番19号

3 介護予防事業者

再 開 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成27年 5月1日	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港 南区上大岡西一丁 目6番1号ゆめお おおかオフィスタ ワー16階	ツクイ小山	小山市西城南四丁 目1番19号	介護予防通所 介護

栃木県告示第83号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第51条第1項の規定により指定辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年 2月23日

栃木県知事 福田 富 一

1 居宅介護事業者

指定辞退 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成27年 6月25日	川田 英樹	千葉県柏市加賀二 丁目23番13号	緑の屋根診療所	佐野市堀米町1348 番地5	訪問看護 訪問リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 通所リハビリ テーション

2 介護予防事業者

指定辞退 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成27年 6月25日	川田 英樹	千葉県柏市加賀二 丁目23番13号	緑の屋根診療所	佐野市堀米町1348 番地5	介護予防訪問 看護 介護予防訪問 リハビリテー

シヨン
介護予防居宅
療養管理指導
介護予防通所
リハビリテー
シヨン

(保健福祉課)

栃木県告示第84号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
佐野市民病院	佐野市田沼町1832-1	佐野市	平成27年1月1日
医療法人斎藤眼科医院	小山市駅前通り2-28-17	医療法人斎藤眼科医院	平成27年1月1日
医療法人聖真友愛会友井内科クリニック	小山市駅前通り1-3-3	医療法人聖真友愛会	平成27年1月9日
医療法人石崎眼科	壬生町通町7-18	医療法人石崎眼科	平成27年3月26日
井岡眼科医院	足利市本城1-1470-1	医療法人東治会	平成28年1月12日
野村消化器内科クリニック	小山市乙女2-3-15	野村 泰宏	平成28年1月18日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
かりん薬局足利店	足利市五十部町719-1	有限会社ケイ・アイ・ティー	平成27年11月2日
カワチ薬局佐野西店	佐野市堀米町1728-1	株式会社カワチ薬品	平成28年1月5日
あさひ調剤薬局	下野市下古山88-9	クラフト株式会社	平成28年1月8日
ウエルシア薬局佐野植上店	佐野市植上町1786-2	ウエルシア薬局株式会社	平成28年1月28日
ウエルシア薬局真岡荒町店	真岡市荒町3-44-2	ウエルシア薬局株式会社	平成28年1月28日

3 指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション鹿沼	鹿沼市東町1-1-1	株式会社Bluebird	平成27年6月1日

栃木県告示第85号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
新小山市民病院	小山市大字神鳥谷2251-1 (小山市若木町1-1-5)	地方独立行政法人新小山市 民病院	平成28年1月12日

※表中の()内は変更前のもの

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
フレンド薬局真岡熊倉店 (サンテ薬局)	真岡市熊倉1-25-8	株式会社フレンド	平成28年1月15日

※表中の()内は変更前のもの

3 指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
とちぎ訪問看護ステーション たかねざわ	高根沢町大字宝積寺2426- 8パークタウン高根沢104 (高根沢町大字宝積寺 2426-8パークタウン高根 沢105)	公益社団法人栃木県看護協 会	平成28年1月5日

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第86号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
カワチ薬局佐野西店	佐野市堀米町1728-1	株式会社カワチ薬品	平成28年1月5日
ウエルシア薬局佐野植上店	佐野市植上町1786-2	ウエルシア薬局株式会社	平成28年1月28日
ウエルシア薬局真岡荒町店	真岡市荒町3-44-2	ウエルシア薬局株式会社	平成28年1月28日

栃木県告示第87号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
新小山市民病院	小山市大字神鳥谷2251-1 (小山市若木町1-1-5)	地方独立行政法人新小山市 民病院	平成28年1月12日

※表中の()内は変更前のもの

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
とちぎ訪問看護ステーションたかねざわ	高根沢町大字宝積寺2426-8パークタウン高根沢104 (高根沢町大字宝積寺2426-8パークタウン高根沢105)	公益社団法人栃木県看護協会	平成28年1月5日

※表中の()内は変更前のもの

(健康増進課)

栃木県告示第88号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0910400357	プラワークドろっぷ	佐野市免鳥町850-1	特定非営利活動法人めぐみの会	三重県伊賀市大内662-1	平成28年2月1日	就労継続支援A型
0910600303	おたすけたい	日光市大室1146-21	合同会社おたすけたい	日光市大室1146-21	平成28年2月1日	居宅介護 重度訪問介護

栃木県告示第89号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事 業 所		事 業 者		廃 止 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0910200567	うどん子	足利市福居町750-1	社会福祉法人豊岡福祉会	足利市福居町334-1	平成28年1月31日	就労移行支援

(障害福祉課)

栃木県告示第90号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調 査 区 域	成 果 の 名 称	認 証 年 月 日

塩谷町	塩谷町大字船生の一部	塩谷町大字船生の一部（羽谷久保 I 地区）の地籍図及び地籍簿	平成28年 2月10日
-----	------------	--------------------------------	-------------

(農村振興課)

栃木県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年 2月23日から同年 3月23日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 2月23日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 芳賀茂木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
333	前	芳賀郡市貝町大字文谷字下町道下432-2 から 芳賀郡市貝町大字文谷字清五内555-1 まで	7.6 ~ 10.3	450.0	
	後	芳賀郡市貝町大字文谷字下町道下432-2 から 芳賀郡市貝町大字文谷字清五内555-1 まで	10.2 ~ 14.0	450.0	

栃木県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年 2月23日から同年 3月23日まで一般の縦覧に供する。

平成28年 2月23日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
31	主要地方道 栃木小山線	小山市大字松沼703-1 から 小山市大字松沼672まで	平成28年 2月23日

(道路保全課)

栃木県告示第93号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成28年 2月23日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道 路 の 位 置	道路の延長 及び幅員	廃 止 年月日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号の規定による道路	真岡市台町字南原2800-7、2800-10	幅員4.00m 6.00m 延長47.00m	平成27年 7月31日	真 岡 土 木 事 務 所

(建築課)

公 告

○土地利用に関する事前指導要綱の一部改正

土地利用に関する事前指導要綱（昭和50年5月1日付け公告）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施することとしたので公表する。

この要綱の実施の日前に改正前の土地利用に関する事前指導要綱第6の項第1号の規定により市町村の長が受理した土地利用に関する事前協議書に係る協議については、なお従前の例による。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

第3の項中「次の各号に掲げる」を「5ヘクタール（国土利用計画法に基づく規制区域、監視区域又は注視区域内の土地にあっては、2ヘクタール）以上の」に改め、同項(1)から(3)までを削る。

第5の項第1号(1)中「新とちぎ元気プラン」を「とちぎ元気発信プラン」に改め、同項第11号(13)中「農地法」の次に「（昭和27年法律第229号）」を加え、同項第14号を削る。

別表個別審査の項の1(1)中「新とちぎ元気プラン」を「とちぎ元気発信プラン」に改め、同項11を削る。

別記様式第1号中 「6 大規模建築物の建築に係るもの」にあっては、建築計画書（別紙1、別紙2）
7 その他参考になる図書（工事工程表、資金計画、公図、決算書2カ年分など）」を

「6 その他参考になる図書（工事工程表、資金計画、公図、決算書2カ年分など）」に改め、同様式別紙1及び別紙2を削る。

別記様式第2号中「新とちぎ元気プラン」を「とちぎ元気発信プラン」に、

12	そ	の	他		
----	---	---	---	--	--

6 大規模建築物に関する審査結果

事 項	市町村の基準	適 否 等	問 題 点 及 び 処 理 等
1 建築物の高さ			
2 意 匠			
3 リゾートマンション等を目的とする建築物			
① 建築物の最大幅			
② 建築物間の距離			
③ 敷地境界との距離			
④ 駐車場の設置			
⑤ 敷地当たりの人口密度			
⑥ 一戸当たりの面積			
⑦ 施設の管理・運営の方法			

を

12	そ	の	他		
----	---	---	---	--	--

に

改める。

○栃木県別荘地等の開発事業に関する指導要領の廃止

栃木県別荘地等の開発事業に関する指導要領を廃止する要領を次のように定めたので公表する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富一

栃木県別荘地等の開発事業に関する指導要領を廃止する要領

栃木県別荘地等の開発事業に関する指導要領（昭和49年1月22日付け公告）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日前に土地利用に関する事前指導要綱（昭和50年5月1日付け公告）第6の項第1号の規定により市町村の長が受理した土地利用に関する事前協議書（この要領による廃止前の栃木県別荘地等の開発事業に関する指導要領3定義の項に規定する開発事業に係るものに限る。）に係る協議については、なお従前の例による。

○栃木県ゴルフ場の開発事業に関する指導要領の廃止

栃木県ゴルフ場の開発事業に関する指導要領を廃止する要領を次のように定めたので公表する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県ゴルフ場の開発事業に関する指導要領を廃止する要領

栃木県ゴルフ場の開発事業に関する指導要領（昭和63年5月17日付け公告）は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施の日前に土地利用に関する事前指導要綱（昭和50年5月1日付け公告）第6の項第1号の規定により市町村の長が受理したこの要領による廃止前の栃木県ゴルフ場の開発事業に関する指導要領6開発事業の事前協議の項(1)に規定するゴルフ場開発事業事前協議書に係る協議については、なお従前の例による。

(地域振興課)

○栃木県自然環境保全地域の指定及びその保全計画の決定に関する公告

自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第12条第1項の規定に基づく栃木県自然環境保全地域を指定するとともに、同条例第13条第1項の規定に基づきその保全計画を決定したいので、自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則（昭和49年栃木県規則第15号）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

なお、栃木県自然環境保全地域の指定案及びその保全計画案については、平成28年2月23日から同年3月8日まで栃木県環境森林部自然環境課及び所轄の環境森林事務所において縦覧に供するので、当該地域の区域に係る住民及び利害関係人で意見を述べようとするものは、縦覧に供された案について縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県自然環境保全地域の指定案及び保全計画の案の概要

1 保全区域の指定案

名 称	位 置	区 域	面 積	主要保全対象
小代自然環境保全地域	日光市	日光市小代字戸鼻576番1の土地に接する道路に接する水路の北端から同567番1の土地に接する道路に接する水路の東端までの水路の水路敷 日光市小代字戸鼻567番1の土地に接する道路に接する水路の東端から同568番1の土地に接する水路を経て同400番の土地に接する水路の南端までの水路	0.02ha	国内希少野生動植物種に指定された本県の固有種であるシモツケコウホネの群落及びマツカサガイ等野生動植物の生息地又は生育地

2 保全計画の案の概要

名 称	保全すべき優れた自然の特質及び保全に関する基本的事項	保全を図るべき区域の指定	土 地 所 有 別 面 積			保 護 す べ き 野 生 動 植 物 の 種 類
			国有地	公有地	民有地	
小代自然環境保全地域	<p>自然の特質</p> <p>○ 本地域は、日光市の南部の行川の左岸に広がる水田地帯に位置する水路である。</p> <p>当該水路には、本県の固有種で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動植物種に指定されたシモツケコウホネの群落が形成されている。</p> <p>また、この水路には、本県における保護上の重要種であるマツカサガイが生息している。</p> <p>このように、本地域は、希少な野生動植物の生息・生育地として優れた自然環境が形成されている。</p> <p>保全に関する基本的事項</p> <p>○ 全域を特別地区に指定し、自然環境の保全及び緑化に関する条例第15条第4項各号に掲げる行為について規制を行うとともに、当該区域を野生動植物保護地区に指定し、同条例第16条第3項の規定による規制を行う。</p> <p>○ 保全施設については、管理上必要となる標識等を設置する。</p>	全域を特別地区及び野生動植物保護地区とする。	-	0.02ha	-	(植物) シモツケコウホネ (動物) マツカサガイ

(自然環境課)

○農用地利用配分計画の縦覧等

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該農用地利用配分計画を、栃木県農政部経営技術課及び所轄農業振興事務所において、平成28年2月23日から同年3月8日まで縦覧に供する。

なお、同項の規定により、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年2月23日

栃木県知事 福 田 富 一

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
氏名又は名称	住 所	
南 木 一 夫	宇都宮市平出町2901番地	宇都宮市平出町字八斗蒔2526番ほか4筆
大 島 秀 樹	芳賀郡芳賀町大字西水沼270番地	宇都宮市氷室町3644番
大 越 善 洋	宇都宮市羽牛田町115番地	宇都宮市羽牛田町字西浦34番ほか2筆

祖母 井 善 昌	宇都宮市新里町丙947番地	宇都宮市新里町丙1737番ほか1筆
増 潤 孝	宇都宮市金田町620番地	宇都宮市金田町字東原511番1ほか7筆
株式会社JAアグリうつのみや 代表取締役 大木義之	宇都宮市中里町1435番地1	宇都宮市宮山田町字小室坂1674番ほか21筆
篠 原 英 夫	宇都宮市芦沼町2739番地1	宇都宮市芦沼町字六ツ塚下3382番ほか12筆
藤 江 政 夫	宇都宮市上田町274番地	宇都宮市下小倉町字中川向4831番ほか6筆
有限会社 山口農園 代表取締役 山口 守	宇都宮市中里町1690番地	宇都宮市高松町字堀ノ内304番ほか2筆
高 塩 悦 夫	宇都宮市下ヶ橋町1531番地	宇都宮市下ヶ橋町字屋敷2509番ほか7筆
増 潤 誠	河内郡上三川町大字上文挾267番地	河内郡上三川町大字東汗字上町856番ほか5筆
福 田 常 美	日光市小代235番地	日光市小代字木曾635番ほか24筆
大 島 秀 樹	芳賀郡芳賀町大字西水沼270番地	芳賀郡芳賀町大字西水沼2966番ほか4筆
手 塚 貴 史	芳賀郡芳賀町大字下延生2126番地2	芳賀郡芳賀町大字下延生1313番ほか6筆
酒 井 和 夫	芳賀郡芳賀町大字東水沼439番地	芳賀郡芳賀町大字西水沼2723番ほか9筆
黒 崎 俊 徳	芳賀郡芳賀町大字下高根沢1706番地2	芳賀郡芳賀町大字下高根沢字南659番1ほか7筆
穂 山 安 之	芳賀郡芳賀町大字下高根沢197番地	芳賀郡芳賀町大字下高根沢字南696番1ほか2筆
渡 部 武	芳賀郡芳賀町大字下高根沢2306番地1	芳賀郡芳賀町大字下高根沢字中1264番ほか5筆
山 口 菊 一 郎	芳賀郡芳賀町大字西水沼1120番地	芳賀郡芳賀町大字西水沼2485番ほか3筆
小 林 幸 夫	芳賀郡芳賀町大字西高橋2756番地1	芳賀郡芳賀町大字西高橋3076番2ほか10筆
土 井 茂 夫	芳賀郡芳賀町大字東水沼1668番地2	芳賀郡芳賀町大字東水沼3596番ほか5筆
岩 崎 進	芳賀郡芳賀町大字上延生440番地	芳賀郡芳賀町大字上延生字大島1593番ほか6筆
岡 田 義 之	芳賀郡芳賀町大字下高根沢4489番地	芳賀郡芳賀町大字下高根沢字西4374番1ほか2筆
岩 潤 孝	芳賀郡芳賀町大字下延生490番地1	芳賀郡芳賀町大字下延生255番ほか5筆
島 田 昌 宏	芳賀郡芳賀町大字西高橋2041番地	芳賀郡芳賀町大字西高橋776番ほか1筆
黒 崎 俊 行	芳賀郡芳賀町大字打越新田191番地	芳賀郡芳賀町大字打越新田字道上65番1ほか6筆

大 関 義 行	芳賀郡芳賀町大字打越新田81番地2	芳賀郡芳賀町大字打越新田字石川131番1ほか22筆
船 田 公 平	栃木市岩舟町静和880番地	栃木市岩舟町静和字宇川前1178番ほか2筆
永 島 勇	栃木市岩舟町静和1698番地	栃木市岩舟町静和字本郷道下1229番ほか3筆
柴 崎 恒 次	栃木市岩舟町曲ヶ島886番地	栃木市岩舟町静和字下毛田1863番1
稲 葉 功	栃木市岩舟町和泉224番地	栃木市岩舟町和泉字東田152番ほか2筆
三 柴 昇	栃木市岩舟町静戸1482番地3	栃木市岩舟町静戸字鯉ヶ島1703番3ほか2筆
板 橋 喜 一	栃木市岩舟町古江801番地1	栃木市岩舟町古江字折本174番ほか4筆
小 川 正 憲	矢板市下伊佐野35番地	矢板市平野字野滝内224番ほか8筆
鈴 木 敬	矢板市幸岡1352番地	矢板市幸岡字小崎内862番1ほか4筆
渡 邊 浩 正	矢板市安沢1658番地	矢板市立足字梨ノ木田48番1ほか4筆
高 瀬 龍 一	矢板市東泉602番地	矢板市東泉字田町前337番ほか2筆
薄 井 正 則	矢板市上町2番14号	矢板市矢板字四斗蒔364番
古 沢 和 夫	塩谷郡塩谷町大字大久保481番地	塩谷郡塩谷町大字大久保字久保88番ほか7筆
瀧 澤 勝 美	塩谷郡塩谷町大字田所1097番地1	塩谷郡塩谷町大字田所字株柳1099番1ほか2筆
田 宮 將 美	塩谷郡塩谷町大字田所910番地	塩谷郡塩谷町大字田所字堂地469番ほか2筆
若 目 田 定 夫	塩谷郡塩谷町大字田所940番地	塩谷郡塩谷町大字道下字鹿野352番ほか3筆
阿 久 津 友 紀	塩谷郡塩谷町大字船生3798番地	塩谷郡塩谷町大字船生字西船生川尻12315番ほか3筆
株式会社 和氣ふぁーむ 代表取締役 和氣勝英	塩谷郡塩谷町大字泉342番地	塩谷郡塩谷町大字道下字地蔵前942番ほか4筆
松 本 信 吉	大田原市余瀬804番地3	大田原市余瀬字八竜神1342番1ほか1筆
長 嶋 美 枝 子	大田原市下石上1209番地	大田原市下石上字下屋敷461番1ほか8筆
植 竹 英 夫	大田原市湯津上256番地	大田原市湯津上字大清水459番1ほか11筆
渡 邊 厚 司	大田原市蛭田664番地	大田原市蛭田字笹河原640番ほか18筆
岩 城 善 広	大田原市親園2089番地1	大田原市親園字砂ノ目1529番ほか2筆
佐 藤 耕 志	大田原市滝沢615番地1	大田原市滝沢字山王下341番ほか1筆
松 本 市 夫	那須塩原市百村977番地	那須塩原市百村字穴沢2856番

(経営技術課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者		
	住 所	氏 名	

河内郡上三川町大字石田字作内1820番7	河内郡上三川町大字上三川4973番地3 Y&Mコラール202号室	高 村 有 典 高 村 真 千 子
真岡市八木岡字小坂505番1	宇都宮市鑑山町1973番地7 パナステート102	阿 部 力 美 阿 部 智 美
下野市下石橋字郭内411番2、411番10、411番11、411番12、412番2、412番11	下野市下石橋411番地2	佐 藤 克 己
下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美139番11	下都賀郡壬生町大字壬生丁148番地27ベルハイツ・むつみB201号室	鈴 木 大 輔
下都賀郡壬生町大字下稲葉字磐裂691番4	下都賀郡壬生町大字下稲葉680番地1	小 島 寛 明
(9-1工区) さくら市下河戸字湯泉山前1168番3、1173番2、1173番5、字狐峠1199番1、1199番3、1199番4、1199番22、字湯泉山1200番5、1200番6、1200番7、1200番8、1200番9、1200番10、1200番11、1200番12、1200番13、1200番14、1200番16、1200番24、1200番25、1200番26、1200番27、1200番28、1200番29、1200番30、1200番31、1200番32、1200番33、1200番34、1200番35、1200番36、1200番37、1200番52、1201番1の一部、1201番2、1201番3、1201番4、1201番5、1201番6、1201番7、1201番8、1201番9、1201番10、1201番11、1201番12、1201番13、1201番14、1201番15、1201番16、1201番17、1201番18、1201番19、1201番20、1201番21、1201番22、1201番23、1202番1、1202番7の一部、1202番14、1202番15の各一部、1214番3、字狐峠1214番4、1215番2、1987番1、1987番4、1987番5の一部、1988番、1989番1、1989番2、1989番3、1989番4、1990番、1991番1、1991番3、1991番4、1991番5、1991番6、1991番7、1991番13、字西山1994番5の一部、1994番6、1994番7の各一部 (開発行為に関する工事) さくら市下河戸字狐峠1987番3、1987番7、1991番8、1991番9、1991番10、1991番11、1991番8地先	東京都港区南青山二丁目1番1号	本田技研工業株式会社
(9-11工区) さくら市下河戸字上タヤ38番1、38番4の各一部、38番5、38番6、38番7、字ブウハ山39番1、39番2、39番3、40番1の各一部、字愛宕山50番1、52番1の各一部、52番2、53番1、53番2、54番の一部、55番、55番2、57番、58番1、59番1の各一部、字裏山60番1、61番1、62番、62番5、63番、63番2、66番5、66番6、68番2の各一部、字湯泉山1202番5、1202番6、1202番7の各一部、1202番9、1202	東京都港区南青山二丁目1番1号	本田技研工業株式会社

<p>番10、1202番11、1202番12、1202番13、1202番17の一部、字ブウハ山1206番1、1206番2の各一部、1206番3、1207番1の一部、字西山1208番、1209番1、1209番2の各一部、1209番4、1209番5の一部、1210番1、1210番4の各一部、1210番6、2002番10の一部、2003番2、2004番、2007番1の各一部、字湯泉山2019番1、2021番の各一部、2022番1、2022番2の一部、2022番3、2022番4、2023番1の一部、2023番2、2023番3、2024番1、2024番2、2024番3、2025番の各一部</p>		
<p>(9-12工区) さくら市下河戸字ブウハ山39番2、39番3、40番1、40番14の各一部、字権現山41番3、41番4の各一部、字愛宕山42番1、44番、46番1、47番1、48番、50番1の一部、52番1の一部、字裏山62番、62番5、63番、63番2の各一部、64番、66番2、66番3、66番4、66番5の一部、66番6の一部、66番7、66番8、66番9、66番10、67番、69番1の一部、73番1、73番2の一部、73番4、73番5、73番6の各一部、字上原136番25</p>	東京都港区南青山二丁目1番1号	本田技研工業株式会社
<p>(9-13工区) さくら市下河戸字西山野15番1、15番7の各一部、字入タヤ19番1、19番3の各一部、字赤井ビ井山28番の一部、字桑木畑29番、29番2、30番1、30番2の各一部、字笹山31番1、31番2の一部、31番4、31番5、31番7、31番9、31番10、31番11の一部、31番13の一部、31番20、31番24の一部、31番26、31番27の一部、31番31、31番35の各一部、31番37、31番40の一部、字赤井ビ井山32番1の一部、32番2、32番3、32番4、32番5、32番12、32番14、32番16、32番17の一部、32番18、32番19、32番20、字上タヤ34番1の一部、34番3、36番1の一部、36番6、36番11、37番1の各一部、鷲宿字笹山3908番2、3908番3、3908番5の一部、3908番10、3908番11、3908番13、3908番14の一部、3908番19、3908番20、3908番24、3908番37、3908番75、3908番77、3908番78、3908番88、字七久保4192番31、4192番32、4192番161の各一部</p>	東京都港区南青山二丁目1番1号	本田技研工業株式会社

(都市計画課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成28年2月23日

栃木県知事 福田 富 一

1 都市計画事業の種類及び名称

那珂川都市計画道路事業3・4・2号氏家大子線

2 施行者の名称

栃木県

3 事務所の所在地

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

栃木県那須郡那珂川町馬頭字赤坂、字三枚畑、字内馬頭、字田町及び字南町地内

(2) 使用の部分

なし

(都市整備課)